

藤沢市通所型サービスAの概要

2025年3月
福祉部介護保険課

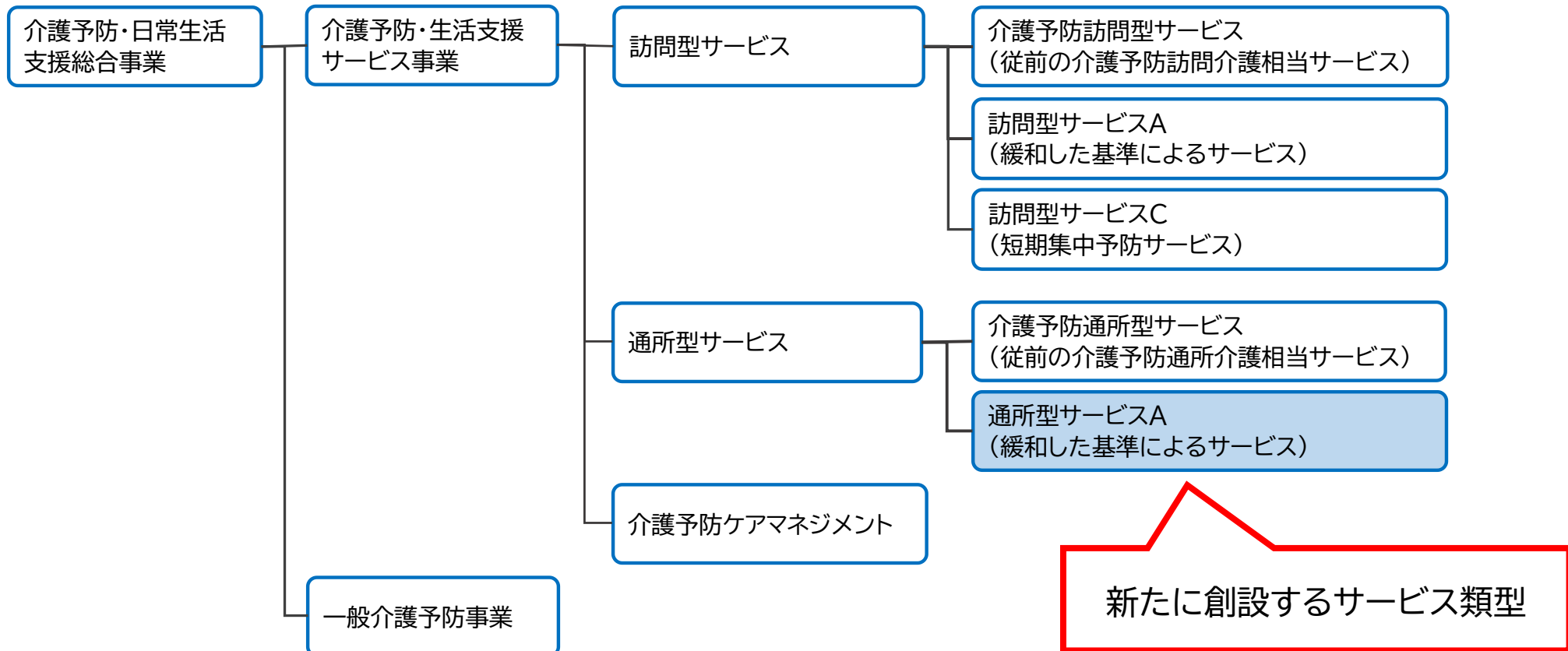
※この資料に掲載している内容は、現時点での検討内容であり、確定した内容ではありません

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)とは、市町村が主体となり、地域の高齢者の方々を対象に、その方の状態や必要性に合わせた、多様なサービスなどを提供する事業です。
- ◆総合事業は、「介護保険の要支援認定を受けた方」及び「基本チェックリストで事業対象者と認定された方」が利用できる“介護予防・生活支援サービス事業”と、65歳以上のすべての方が利用できる“一般介護予防事業”で構成されます。

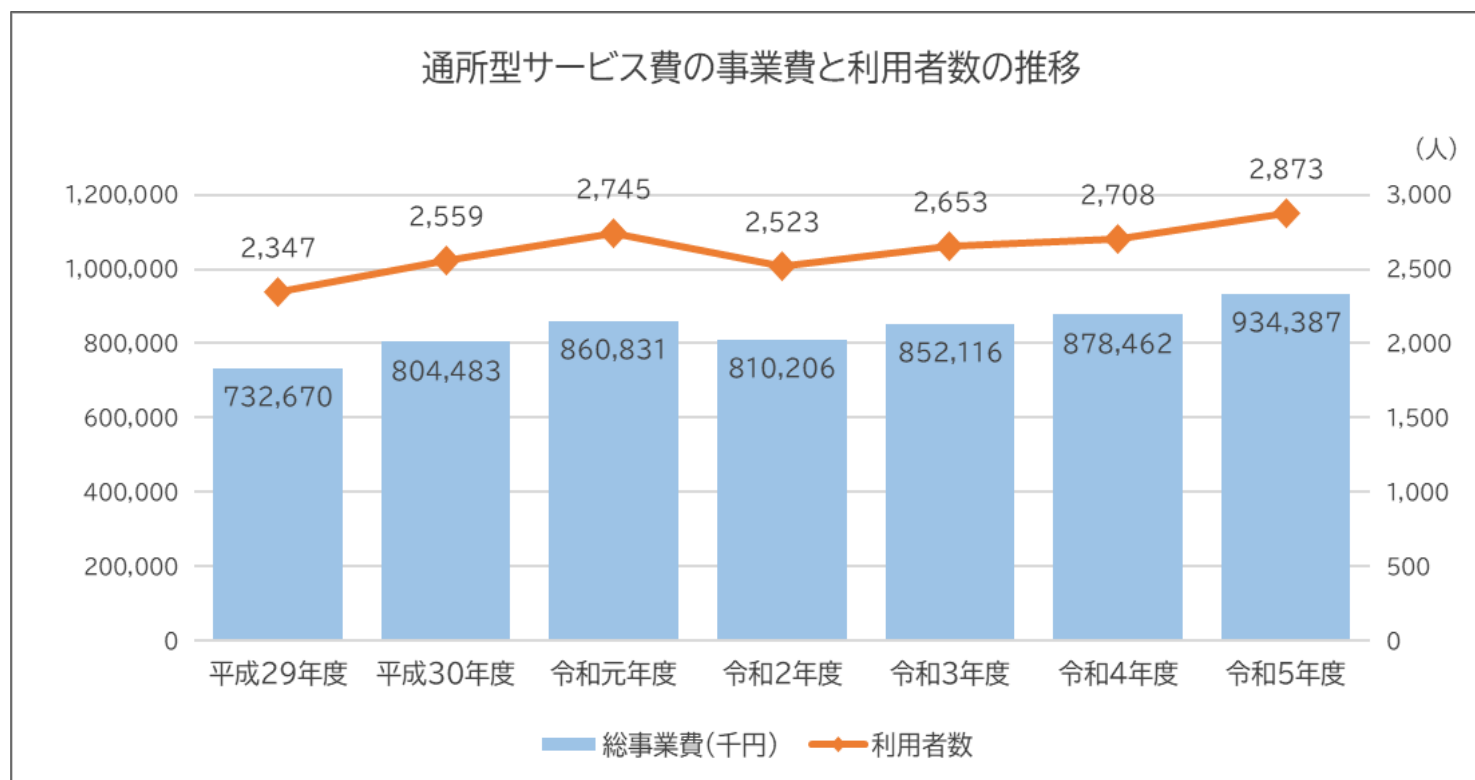
2. 介護予防・日常生活支援総合事業の構成【藤沢市】

藤沢市では、平成28年10月から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始しました。通所型サービスについては、従前の介護予防通所介護相当サービスのみを実施していますが、今回、新たに、「通所型サービスA」の創設を検討するものです。



3.「通所型サービスA(緩和基準型サービス)」創設の背景

- ◆ 高齢化の進展に伴い、介護サービスの利用者也年々増加しています。
- ◆ 通所型サービスは、令和2年度のコロナ禍において、利用者が一時減少したものの、令和3年度以降は再び利用者が増加に転じています。
- ◆ 本市では、今後も高齢者人口の増加が見込まれる中、高齢者が要介護状態になることを予防し、心身機能の維持向上を図ることが重要となります。

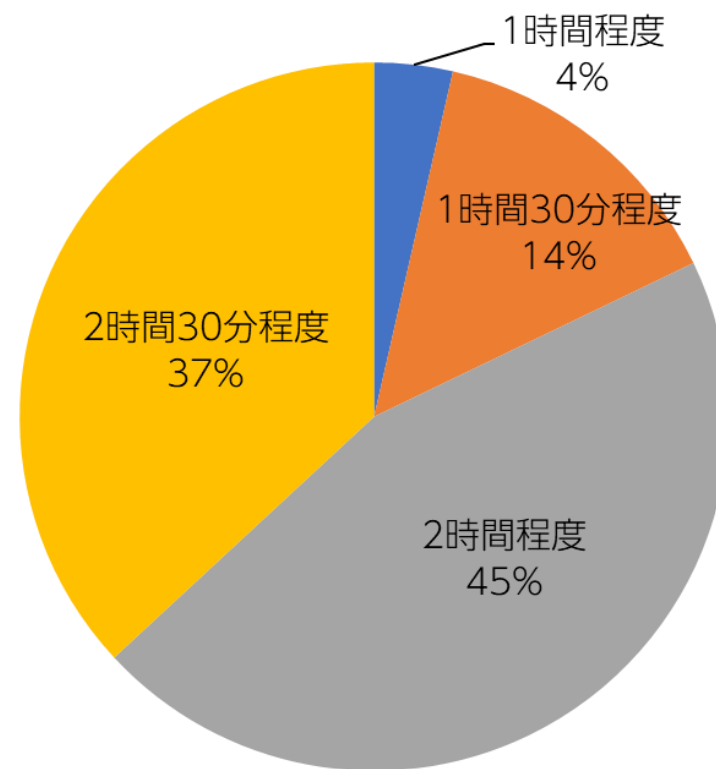


- ◆ 通所型サービスの提供時間について、令和6年度にケアマネジャー等を対象に実施した調査の結果においては、需要が高いと思われる提供時間として、2時間以内が6割以上を占めていました。

- ◆ このため、利用者のサービスの選択肢を広げ、心身の機能維持や改善に繋げるため、「多少の機能低下はあるものの、常時の専門職による介助を必要としていない方」を対象に、比較的短時間の身体機能低下予防のための機能訓練等を提供するサービスとして、『通所型サービスA』を創設するものです。

居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所向け調査
(2024年11月19日～12月4日実施)

【質問】通所サービスの提供時間として、需要が高いと思われる提供時間



4.「通所型サービスA」の実施により見込まれる効果

サービスの多様化	多様なサービスの提供により、利用者のサービスの選択肢が広がる
自立支援・重度化防止	比較的早期の段階で、心身機能の低下を予防し、自立支援を促すことで、要介護状態となることを防止する
事業所指定の基準緩和	事業者の指定基準を緩和することで、事業所が参入しやすくなる
介護保険制度の持続性の確保	従来の通所介護相当サービスよりも低い単価を設定することで、利用料・給付費が抑えられ、介護保険制度の持続的・案手的な運営が図られる

5.「通所介護相当サービス」との比較(※現時点での案)

サービス種別	通所介護相当サービス	通所型サービスA
対象者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者
	心身の状態が不安定等で専門職による介助や 関わりが必要なケース	多少の機能低下はあるものの、常時の専門職による介助を必要としていない方
実施方法	藤沢市の指定する事業者が実施	藤沢市の指定する事業者が実施
サービス内容	・ 従前の介護予防通所介護と同様のサービス ・ 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を実施 ・ サービス提供時間は、原則3時間以上	・ 身体機能の低下予防のための運動機能向上サービスを実施 ・ 入浴、排せつ、食事等の介助を行わない ・ 送迎は事業者による選択制 ・ サービス提供時間は1.0時間以上

サービス種別	通所介護相当サービス	通所型サービスA
単価(基本報酬)	<月額包括報酬> ●事業対象者・要支援1 1,798単位／月 ●要支援2 3,621単位／月	<月額包括報酬> 単価については、人員基準・設備基準の緩和、サービス提供時間の短縮、食事・入浴等の介助が不要となることから、<u>通所介護相当サービスの7割～8割程度で検討中</u>
利用者負担	介護保険の利用者負担割合(1～3割)による	介護保険の利用者負担割合(1～3割)による
区分支給限度額管理	あり	あり
介護報酬の請求・支払方法	国保連合会経由で審査・支払い	国保連合会経由で審査・支払い

サービス種別		通所介護相当サービス	通所型サービスA
人員基準	管理者	常勤・専従 1人以上	常勤・専従 1人以上
	生活相談員	専従 1人以上	配置義務なし
	看護職員	専従 1人以上	配置義務なし
	介護職員	利用者15人まで →専従1人以上 利用者15人以上 →利用者1人につき専従0.2人以上 ※ 生活相談員・介護職員の1人以上は常勤	利用者15人まで →専従1人以上 利用者15人以上 →利用者1人につき専従0.2人以上
	機能訓練指導員	1人以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	配置義務なし
設備基準		・ 食堂 ・ 機能訓練室(3㎡×利用定員数以上) ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品	・ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品